

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成24年7月末）

目 次

表1	新受人員	
表1-1	罪名別の新受人員	1
表1-2	庁別の新受人員	2
表2	終局人員	
表2-1	罪名別の終局人員	3
表2-2	庁別の終局人員	4
表3	選任手続の概況	5
表4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
表5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
表6	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
表7	選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
表8	職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数（自白否認別）	7
表9	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
表10	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	8
表11	審理期間	
表11-1	審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
表11-2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	9
表12	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	9
表13	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	10

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員

総数	5,604
強盗致傷	1,364
殺人	1,169
現住建造物等放火	534
覚せい剤取締法違反	477
傷害致死	450
(準)強姦致死傷	406
(準)強制わいせつ致死傷	328
強盗強姦	273
強盗致死(強盗殺人)	154
偽造通貨行使	138
危険運転致死	63
通貨偽造	59
逮捕監禁致死	43
集団(準)強姦致死傷	34
保護責任者遺棄致死	30
銃砲刀剣類所持等取締法違反	22
爆発物取締罰則違反	11
組織的犯罪処罰法違反	11
麻薬特例法違反	11
麻薬及び向精神薬取締法違反	7
身代金拐取	4
その他	16

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表1-2 庁別の新受人員

総数	5,604
東京地裁本庁	502
東京地裁立川支部	198
横浜地裁本庁	262
横浜地裁小田原支部	45
さいたま地裁本庁	281
千葉地裁本庁	588
水戸地裁本庁	123
宇都宮地裁本庁	84
前橋地裁本庁	91
静岡地裁本庁	29
静岡地裁沼津支部	64
静岡地裁浜松支部	33
甲府地裁本庁	47
長野地裁本庁	47
長野地裁松本支部	27
新潟地裁本庁	56
大阪地裁本庁	487
大阪地裁堺支部	168
京都地裁本庁	99
神戸地裁本庁	163
神戸地裁姫路支部	46
奈良地裁本庁	43
大津地裁本庁	67
和歌山地裁本庁	41
名古屋地裁本庁	269
名古屋地裁岡崎支部	77
津地裁本庁	51
岐阜地裁本庁	78
福井地裁本庁	23
金沢地裁本庁	34
富山地裁本庁	24

広島地裁本庁	110
山口地裁本庁	35
岡山地裁本庁	99
鳥取地裁本庁	13
松江地裁本庁	10
福岡地裁本庁	186
福岡地裁小倉支部	55
佐賀地裁本庁	28
長崎地裁本庁	35
大分地裁本庁	44
熊本地裁本庁	59
鹿児島地裁本庁	67
宮崎地裁本庁	39
那覇地裁本庁	57
仙台地裁本庁	83
福島地裁本庁	25
福島地裁郡山支部	53
山形地裁本庁	31
盛岡地裁本庁	20
秋田地裁本庁	16
青森地裁本庁	58
札幌地裁本庁	110
函館地裁本庁	21
旭川地裁本庁	24
釧路地裁本庁	25
高松地裁本庁	64
徳島地裁本庁	25
高知地裁本庁	28
松山地裁本庁	37

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	4,163	4,041	11	18	4	89
強盗致傷	968	937	2	1	3	25
殺人	934	914	2	4	-	14
現住建造物等放火	385	375	3	-	-	7
傷害致死	376	369	-	2	1	4
覚せい剤取締法違反	376	357	1	8	-	10
(準)強姦致死傷	247	235	-	-	-	12
(準)強制わいせつ致死傷	202	201	1	-	-	-
強盗強姦	121	110	-	-	-	11
強盗致死(強盗殺人)	115	113	-	1	-	1
麻薬特例法違反	98	98	-	-	-	-
偽造通貨行使	82	82	-	-	-	-
逮捕監禁致死	48	48	-	-	-	-
危険運転致死	47	47	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	28	27	-	-	-	1
保護責任者遺棄致死	24	23	-	1	-	-
傷害	18	18	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	16	16	-	-	-	-
通貨偽造	14	12	-	-	-	2
強盗	14	14	-	-	-	-
(準)強姦	8	8	-	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	7	7	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	-	1
組織的犯罪処罰法違反	6	5	-	1	-	-
窃盗	4	3	1	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-
建造物等以外放火	2	2	-	-	-	-
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-
建造物等延焼	1	1	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1
道路交通法違反	1	-	1	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
8 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

表2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	4,163	4,041	11	18	4	89
東京地裁本庁	360	349	1	4	1	5
東京地裁立川支部	126	117	1	-	-	8
横浜地裁本庁	207	198	-	-	-	9
横浜地裁小田原支部	36	33	-	-	-	3
さいたま地裁本庁	191	190	-	-	-	1
千葉地裁本庁	468	452	2	4	-	10
水戸地裁本庁	89	89	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	71	70	-	-	-	1
前橋地裁本庁	70	69	-	-	-	1
静岡地裁本庁	24	24	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	40	38	-	-	-	2
静岡地裁浜松支部	18	17	-	1	-	-
甲府地裁本庁	31	31	-	-	-	-
長野地裁本庁	33	32	-	-	-	1
長野地裁松本支部	21	20	-	-	-	1
新潟地裁本庁	43	42	-	1	-	-
大阪地裁本庁	325	320	1	2	-	2
大阪地裁堺支部	96	92	2	-	-	2
京都地裁本庁	78	74	-	-	-	4
神戸地裁本庁	119	115	-	2	-	2
神戸地裁姫路支部	39	39	-	-	-	-
奈良地裁本庁	32	30	-	2	-	-
大津地裁本庁	46	46	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	36	35	-	-	-	1
名古屋地裁本庁	204	194	-	-	-	10
名古屋地裁岡崎支部	56	55	-	-	-	1
津地裁本庁	39	39	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	61	60	-	-	-	1
福井地裁本庁	17	17	-	-	-	-
金沢地裁本庁	25	25	-	-	-	-
富山地裁本庁	18	18	-	-	-	-

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
広島地裁本庁	82	81	-	-	-	1
山口地裁本庁	25	24	-	-	-	1
岡山地裁本庁	60	60	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	9	9	-	-	-	-
松江地裁本庁	9	9	-	-	-	-
福岡地裁本庁	156	151	1	-	2	2
福岡地裁小倉支部	44	44	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	22	22	-	-	-	-
長崎地裁本庁	29	27	1	-	-	1
大分地裁本庁	35	34	-	-	-	1
熊本地裁本庁	43	43	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	65	63	-	1	1	-
宮崎地裁本庁	26	26	-	-	-	-
那覇地裁本庁	50	48	1	-	-	1
仙台地裁本庁	67	64	1	1	-	1
福島地裁本庁	25	25	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	48	41	-	-	-	7
山形地裁本庁	25	24	-	-	-	1
盛岡地裁本庁	14	13	-	-	-	1
秋田地裁本庁	12	12	-	-	-	-
青森地裁本庁	40	40	-	-	-	-
札幌地裁本庁	95	93	-	-	-	2
函館地裁本庁	16	15	-	-	-	1
旭川地裁本庁	15	15	-	-	-	-
釧路地裁本庁	20	20	-	-	-	-
高松地裁本庁	41	39	-	-	-	2
徳島地裁本庁	19	19	-	-	-	-
高知地裁本庁	23	22	-	-	-	1
松山地裁本庁	29	28	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	352,589
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	123,388
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	201,380
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	57.1

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	352,589 [86.5]	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	96,763 [23.8]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	255,826 [62.8]	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	99,805 [24.5]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	123,388 [30.3]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d))	79.1		

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [] は、総数を判決人員(4,074人)で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳(選任手続期日の前と当日別)

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	4,074			
選定された裁判員候補者の総数	352,589			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	201,380	94,640	91,158	15,582
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	72,969	65,384	7,372	213
疾病傷害	29,011	17,364	10,414	1,233
介護養育	19,924	3,382	15,197	1,345
事業における重要用務	49,486	4,725	37,533	7,228
社会生活上の重要用務	3,800	375	2,655	770
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	2,756	875	1,803	78
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	2,167	248	1,670	249
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	1,476	95	1,102	279
辞退政令4号(出産等への立会い等)	288	35	234	19
辞退政令5号(遠隔地)	4,444	568	3,810	66
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	15,059	1,589	9,368	4,102

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)。
2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」のうち, 制度施行から平成22年までの人数には,
(1)欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	4,074
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	90,252
理由あり不選任(法34条4項)	332
辞退による不選任(法34条7項)	15,582
理由なし不選任(法36条)	15,274
くじ等による不選任(法37条3項)	59,054
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)。
2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
3 「質問なし不選任」とは, (1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で, その順序に従って質問手続を行い, 必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る, いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により, 質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	3,856
選任された裁判員の数	23,535
選任された補充裁判員の数	8,162

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。
2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
3 裁判員及び補充裁判員の数、刑事局への個別報告による実人員である。
4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数(自白否認別)

	終局 件数	職 務 従 事 日 数						平均職務 従事日数
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を 超える	
総数	3,856	39	965	1,296	665	797	94	4.8日
自白	2,287	38	871	940	286	145	7	3.9日
否認	1,569	1	94	356	379	652	87	6.1日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。

表9 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間																平均公判前整理手続期間
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内	3年を超える	
総数	4,052	1	6	185	531	1,828	898	355	144	56	21	13	8	4	2	-	-	6.0月
自白	2,432	1	6	161	464	1,291	389	80	31	8	-	-	1	-	-	-	-	4.7月
否認	1,620	-	-	24	67	537	509	275	113	48	21	13	7	4	2	-	-	7.8月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否認別)

	判決 人員	開 廷 回 数						平均開廷 回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回 以上	
総数	4,074	-	100	1,711	1,306	487	470	4.1 回
自白	2,452	-	95	1,402	709	157	89	3.5 回
否認	1,622	-	5	309	597	330	381	4.9 回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表11 審理期間

表11-1 審理期間(受理から終局まで)別の判決人員の分布及び平均審理期間(自白否認別)

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	4,074	24	241	529	680	1,459	637	504	8.5 月
自白	2,452	24	218	437	511	891	256	115	7.2 月
否認	1,622	-	23	92	169	568	381	389	10.5 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表11-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決 人員	実 審 理 期 間									平均実審理 期間
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える	
総数	4,074	63	1,155	1,014	445	1,049	291	34	14	9	5.9 日
自白	2,452	61	1,033	720	216	379	39	2	2	-	4.3 日
否認	1,622	2	122	294	229	670	252	32	12	9	8.1 日

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。
2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
4 東日本大震災の影響で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
5 2～4以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
6 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
7 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表12 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決 人員	評 議 時 間							平均評議 時間
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分を 超える	
総数	4,074	227	813	1,081	757	475	270	451	547.4 分
自白	2,452	203	653	784	446	198	89	79	450.6 分
否認	1,622	24	160	297	311	277	181	372	693.7 分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表13 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分																	控訴人員	控訴率（％）
		有罪												罰金	無罪	家裁へ移送	その他			
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役															
					役															
					3年以下															
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予					うち 保護観察		
総数	4,163	4,052	14	80	42	59	187	426	811	829	703	257	642	348	2	18	4	89	1,414	34.7
強盗致傷	968	939	-	-	-	3	12	63	209	262	232	39	119	83	-	1	3	25	330	35.1
殺人	934	916	6	28	14	21	115	153	107	130	104	59	179	74	-	4	-	14	316	34.3
現住建造物等放火	385	378	-	-	1	1	3	10	23	54	100	52	134	88	-	-	-	7	75	19.8
傷害致死	376	369	-	-	-	4	-	34	86	102	76	31	36	8	-	2	1	4	135	36.4
覚せい剤取締法違反	376	358	-	-	-	-	11	51	193	86	9	6	2	2	-	8	-	10	177	48.4
（準）強姦致死傷	247	235	-	-	5	6	12	27	61	66	43	6	9	6	-	-	-	12	95	40.4
（準）強制わいせつ致死傷	202	202	-	-	-	-	-	4	12	27	53	31	75	52	-	-	-	-	37	18.3
強盗強姦	121	110	-	3	11	8	12	36	32	7	1	-	-	-	-	-	-	11	49	44.5
強盗致死（強盗殺人）	115	113	8	48	10	13	11	12	9	2	-	-	-	-	-	1	-	1	73	64.0
麻薬特例法違反	98	98	-	-	-	-	1	13	30	38	15	1	-	-	-	-	-	-	38	38.8
偽造通貨行使	82	82	-	-	-	-	-	-	1	1	20	8	52	18	-	-	-	-	8	9.8
逮捕監禁致死	48	48	-	-	-	-	-	4	10	8	12	4	10	2	-	-	-	-	17	35.4
危険運転致死	47	47	-	-	-	1	-	4	16	16	5	5	-	-	-	-	-	-	18	38.3
集団（準）強姦致死傷	28	27	-	1	-	2	5	2	9	3	1	1	3	3	-	-	-	1	10	37.0
保護責任者遺棄致死	24	23	-	-	-	-	-	1	4	4	6	4	4	3	-	1	-	-	9	37.5
傷害	18	18	-	-	-	-	-	-	1	-	7	3	7	3	-	-	-	-	4	22.2
銃砲刀剣類所持等取締法違反	16	16	-	-	-	-	-	4	2	6	4	-	-	-	-	-	-	-	5	31.3
通貨偽造	14	12	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	5	2	-	-	-	2	2	16.7
強盗	14	14	-	-	-	-	1	1	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-	1	7.1
（準）強姦	8	8	-	-	-	-	1	1	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	25.0
麻薬及び向精神薬取締法違反	7	7	-	-	-	-	-	3	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	3	42.9
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	1	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	60.0
組織的犯罪処罰法違反	6	5	-	-	-	-	2	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-	3	50.0
窃盗	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	1	25.0
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
集団（準）強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
建造物等延焼	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	100.0
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（準）強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
道路交通法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
6 禁錮刑の終局人員はない。
7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
10 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。